

京都市告示第 399 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定します。

平成 17 年 11 月 9 日

京都市長 榎本 頼兼

## 1 指定区域

京都市伏見区深草神明講谷町 24 番地, 24 番地 4, 26 番地, 27 番地, 28 番地 1, 28 番地 2, 28 番地 3, 28 番地 4, 29 番地, 31 番地, 32 番地 1, 32 番地 2, 32 番地 3, 32 番地 4, 32 番地 5, 32 番地 6, 32 番地 7, 32 番地 8, 32 番地 9, 32 番地 10, 32 番地 11, 32 番地 12, 32 番地 13, 32 番地 14, 32 番地 15, 32 番地 16, 32 番地 17, 32 番地 18, 33 番地 2, 34 番地, 35 番地 1, 35 番地 2, 36 番地, 42 番地, 43 番地, 44 番地, 45 番地, 46 番地, 47 番地, 48 番地, 48 番地 1 及び 48 番地 2

## 2 法施行規則第 12 条の 33 の規定による埋立地の区分

法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

(環境局事業部廃棄物指導課)